

別紙 1

仕様書

1 業務の名称

下関市営下関陸上競技場施設整備コンサルティング業務

2 業務場所

下関市内ほか

3 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務の概要

市民や競技者がより魅力を感じ、「するスポーツ」の基盤として快適かつ質の高いスポーツ活動に取り組める施設を目指す。また、「みるスポーツ」において、これまでにない利便性の提供や最先端技術を活用した次世代型スポーツ施設を象徴する大型映像装置を導入するとともに、観戦環境の向上等を含めた施設の総合的なポテンシャルを高めるため、今後の施設の有効活用が期待できる整備の内容や具体的な活用方法等について調査・検討する。

5 業務の内容

(1) 調査

ア 現状把握

施設整備のための条件整理として、陸上競技場の現況、利用実態、図面等の資料収集整理、周辺環境や交通状況の把握を行い、整理する。

イ ヒアリング調査

- (ア) 活用事例のうち、施設の効果的な活用や特色ある活用が図られている自治体等へのヒアリングを実施し、整備内容及び費用、その効果、維持管理の方法、整備及び利用上の課題等を把握を行い、整理する。
- (イ) 大型映像装置については、製造メーカーへのヒアリングを行い、国内の設置動向、装置の仕様やコスト等についても把握するとともに、芝等の環境改善についても、専門事業者へのヒアリングを行い、プロスポーツの使用も想定した質やコスト等を把握を行い、整理する。

ウ 活用事例調査

国内における大型映像装置の設置事例や、関連施設の改修や芝等の環境改善による利用促進の成功事例、スポーツ競技以外での大型映像装置を活用した事例などを収集整理する

(2) 改修案の検討

ア イニシャルコスト、ランニングコストの算出

大型映像装置については、設置候補となる装置を複数案抽出したうえで、規模、競技場内の設置場所・方法を検討するとともに、関連施設の改修等についても、実施の範囲を検討し、最適な手法による概算費用を算出する。また、併せて整備スケジュールを作成する。

なお、イニシャル・ランニングコストの市への報告については、令和7年10月末頃までに提出すること。

イ イメージ図の作成

施設整備全般に関するイメージ図を作成するとともに、映像装置や関連施設等の詳細図も作成する。

(3) 整備効果の検証

スポーツ競技やイベント開催による施設利用回数(稼働率向上)、利用者数、周辺施設との相乗効果を含め、大規模な大会や交流イベント等による地域への経済効果、市民のスポーツ活動への貢献度等の観点で検証を行う。

(4) 活用方法

提案した整備案により想定される施設活用案について提案する。

(5) 協議

本業務を進めるにあたり、市と協議を行うこと。協議については、初回、中間2回、納品時の計4回を想定するとともに、必要に応じて都度打ち合わせを行い、協議録を作成し、市に提出する。

6 提出物

(1) 計画書

初回協議の後、速やかに業務の手順及び内容を記載した事業計画書を提出

すること。また、事業計画に変更が生じる場合は、市と協議の上、変更後の事業計画書を速やかに提出すること。

(2) 報告書

ア 上記各検討項目、提案項目等を網羅した報告書を作成し、提出する。

イ 報告書の内容については、市と受託者で別途協議のうえ、決定する。

ウ 調査、イニシャルコスト、ランニングコストに関する報告書は、令和7年10月末までに提出すること。

エ 最終の報告書については、初回提出を令和8年2月末を想定しており、下関市の指示により修正等対応すること。

オ 最終提出については、令和8年3月末とする。

カ 最終提出後、瑕疵が発見された場合は、市の指示に従い、必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

7 その他の留意事項

(1) 業務に関して必要となる費用は、全て負担すること。

(2) 業務を遂行するうえで、市が保管する陸上競技場の図面や基礎資料等については、市と協議のうえ、必要な範囲で提供を受けることができるものとする。なお、提供されたものについて、市の承諾を受けずに、複製や第三者に公表及び貸与はしないこと。

(3) 業務を遂行するうえで、知りえた情報・内容については、市の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 本業務における報告書及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、全て下関市に帰属するものとする。

(5) 業務にあたり下関市営下関陸上競技場等の施設に立ち入り、調査等を行う場合は、あらかじめ受託者において、施設の管理者から立ち入り等について承諾を得ること。

(6) 別紙2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守すること。

(7) 別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」を遵守すること。

(8) 別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(9) この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、市と受託者と

で協議を行い決定すること。